

調停による和解合意に執行力を付与し得る制度の創設等
に関する要綱案の取りまとめに向けた検討

5

目 次

	第1 新法の制定による整備.....	1
	1 定義.....	1
10	2 適用範囲.....	2
	3 適用除外.....	4
	4 国際和解合意の執行決定.....	6
	5 国際和解合意の執行拒否事由.....	11
	第2 ADR法の改正による整備.....	15
15	1 定義.....	15
	2 適用除外.....	17
	3 特定和解の執行決定.....	20
	4 特定和解の執行拒否事由.....	22
	第3 民事調停事件の管轄に関する規律の見直し.....	23
20		

第2 ADR法の改正による整備

1 定義

ADR法第2条に、次のような規律を設けることとしては、どうか。

5 特定和解（仮称） 認証紛争解決手続において紛争の当事者間に成立した和解であって、当該和解に基づいて民事執行をすることができる旨の合意がされたものをいうものとする。

（参考）ADR法第2条

10 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 民間紛争解決手続 民間事業者が、紛争の当事者が和解をすることができる民事上の紛争について、紛争の当事者双方からの依頼を受け、当該紛争の当事者との間の契約に基づき、和解の仲介を行う裁判外紛争解決手続をいう。ただし、法律の規定により指定を受けた者が当該法律の規定による紛争の解決の業務として行う裁判外紛争解決手続で政令で定めるものを除く。

二 （略）

三 認証紛争解決手続 第五条の認証を受けた業務として行う民間紛争解決手続をいう。

四 （略）

20

○中間試案第2部、2「適用範囲」及び4「和解合意に基づく民事執行の合意」

2 適用範囲

乙2案

甲案に、次の規律を加える。

(3) この法律は、前記(1)の規定にかかわらず、認証紛争解決手続（裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成16年法律第151号）第2条第3号に規定する認証紛争解決手続をいう。）により成立した和解合意について適用する。

4 和解合意に基づく民事執行の合意

この法律は、和解合意の当事者が当該和解合意に基づいて民事執行をすることができる旨の合意をした場合に限り、当該和解合意について適用する。

（説明）

1 提案の趣旨

本文1は、認証紛争解決手続において成立した和解であって、当該和解に基づいて

民事執行をすることができる旨の合意があるものを「特定和解」と定義し、ADR法第2条にその旨の定義規定を設けることを提案するものである。そして、後記本文3のとおり、「特定和解」を執行決定の対象とすることとしている。

2 いわゆる弁護士会ADRによる手続において成立した和解

5 部会におけるこれまでの議論において、執行力を付与し得る対象となる和解の範囲につき、国内の事案に関しては、我が国におけるADRの実情等を踏まえると、紛争の性質や当事者の特性等に様々なものが想定されるため、執行力を付与することによる「弊害」を執行決定手続の前の段階でできる限り排除するとの観点から、その対象を一定の範囲に限定するという意見（中間試案の【乙2案】）が大勢を占めた。そして、その範囲について、認証紛争解決手続において成立した和解を対象とすることについてはおおむね異論がなかったが、認証紛争解決手続のみならず、弁護士会が運営する紛争解決機関（いわゆる弁護士会ADR）による手続において成立した和解も対象とするかどうかという点が、その規律の在り方も含め、検討すべき課題として残されていた。

15 この点に関し、認証紛争解決手続において成立した和解に執行力を付与し得る根拠は、ADR法上の認証要件や認証紛争解決事業者に課せられた各種義務等の規律を踏まえると、認証紛争解決手続については、手続の公正かつ適正な実施が一定程度担保されている点にあるところ、部会におけるこれまでの議論では、ADR法上の認証制度が設けられた趣旨、経緯のほか、これまでの弁護士会ADRによる手続の実績等に照らすと、弁護士会ADRによる手続は、その実質において、認証紛争解決手続と同等に手続の公正かつ適正な実施がされているといえ、執行力を付与し得るものと評価し得ることについて大きな異論はみられなかった。もっとも、部会においては、弁護士会ADRによる手続について、実質としてそのように評価し得るとしても、認証紛争解決手続と同程度に手続の公正かつ適正な実施が制度的に担保され、かつそのことが広く国民に周知されている必要があるなどの指摘もあったところである。

20 中間試案における【乙2案】を採用する以上、認証を取得していない弁護士会ADRによる手続において成立した和解についても一律に執行力を付与し得る対象とするのであれば、前記指摘のとおり、実質において手続の公正かつ適正な実施がされていると評価し得るだけでは足りず、一律にそのような制度的担保がされていることが必要であると考えられる。しかしながら、現状において、弁護士会ADRにおける手続の準則については、弁護士会の自治を尊重するとの観点等から、各弁護士会における会則や細則等に委ねられている上、その会則や細則等の内容は弁護士会の規模等によって差異がある（ADR機関を設置していない弁護士会も一定数存在する。）ことを踏まえると、全ての弁護士会ADRの手続に共通の準則を設けることは容易でない。

35 さらに、ADR法上、認証紛争解決手続の利用について時効の完成猶予効等の特例

が認められているところ、認証を取得していない弁護士会ADRによる手続において成立した和解に執行力を付与し得るとすれば、これらの特例が設けられていることとの整合性についても十分に検討する必要があるものと考えられる。

5 以上を踏まえると、認証を取得していない弁護士会ADRによる手続において成立した和解にも一律に執行力を付与し得るとすることについては、なお検討すべき課題が多いものと考えられるが、この点についてどのように考えるか。

2 適用除外

10 後記3の「特定和解の執行決定」の規律の適用除外について、次のような規律を設けることとしては、どうか。

後記3は、次に掲げる特定和解については、適用しないものとする。

- 15 ① 消費者（消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）第二条第一項に規定する消費者をいう。）と事業者（同条第二項に規定する事業者をいう。）との間で締結される契約に関する紛争に係る特定和解
- ② 個別労働関係紛争（個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成十三年法律第百十二号）第一条に規定する個別労働関係紛争をいう。）に係る特定和解
- 20 ③ 人事に関する紛争その他家庭に関する紛争に係る特定和解（民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第百五十一条の二第一項各号に掲げる義務に係る金銭債権に係るものを除く。）
- ④ 前記第1の新法の適用対象となる特定和解

(説明)

1 提案の趣旨

25 本文2①ないし③は、一定の紛争に係る特定和解については、執行決定の対象から除外することを提案するものである。

また、本文2④は、新法とADR法との適用関係を整理し、いずれの法律の規律も適用を受けるものについては、新法の規律が優先して適用されることを提案するものである。

30 2 消費者紛争

第15回会議における議論では、認証紛争解決手続において成立した和解のうち、いわゆる「CtoC事案」に執行力を付与し得ることについては異論がなかったが、「BtoC事案」を対象とすることについては賛否が分かれた。すなわち、国内の事案について、執行力を付与し得る対象を認証紛争解決手続において成立した和解等、一定の範囲に限定するのであれば、「BtoC事案」も対象とすることに理論的な障害はない

35

のではないかと、認証紛争解決手続等において「BtoC事案」が取り扱われることが多いとの実情に鑑みると、「BtoC事案」についても執行力を付与するニーズが高いのではないかなどの意見があった。その一方で、「BtoC事案」については、情報や交渉力の格差の問題が常々指摘されており、執行力を付与する前提として、例えば独立行政法人国民生活センター法で定められている手続など、その格差に配慮した制度的担保が必要ではないかとの意見や、消費者紛争に関する問題は非常にセンシティブな問題であるとともに、事案も千差万別であるため、認証紛争解決手続について成立したものであったとしても、「BtoC事案」に関する和解について一律に執行力付与の対象とすることは適当ではないなどの意見もあった。

消費者紛争は、個別労働関係紛争と同様、類型的に当事者間の潜在的な力の不均衡等が想定されることから、我が国における法制度上、特別な配慮が必要である類型として位置付けられ、情報や交渉力の格差の是正という問題が常々議論されてきたとの経緯がある。ADR法制定時等の議論において、和解に執行力を付与することの弊害のおそれがある類型として指摘されていたのも、消費者紛争であった。この点については、認証紛争解決手続等における個別の配慮や工夫等がされているものの、消費者保護のための手続が制度上担保されているわけではないこと、個別労働関係紛争については適用除外とする方向で議論が進められていること等を踏まえると、消費者紛争に係る和解を執行力付与の対象とすることについて賛否が分かれている現段階においては、一律にこれを対象とすることについては慎重であるべきとも考えられる。

以上を踏まえ、本文2④では、「CtoC事案」は適用対象としつつ、「BtoC事案」は適用除外とすることとしているが、この点についてどのように考えるか。

なお、「CtoC事案」については、新法の適用対象とならない（第1の本文3(1)）ことから本文2④により適用除外とはならず、「CtoC事案」に係る和解が「国際性」を有する場合であっても、それが特定和解に該当するのであれば、ADR法上の執行決定の対象となることを想定している。

3 家事紛争

(1) 第15回会議における議論では、扶養義務等に係る金銭債権のうち、とりわけ養育費について、その不払が社会問題となっており、子の福祉の観点等からその履行確保が喫緊の課題であること、今般の制度が加わることは、その問題の解決手段の選択肢を広げることになり、執行力を付与することのニーズも非常に高いものであるとの認識については、意見の一致がみられた。

(2) 一方、執行力を付与することの「弊害」については様々な意見があった。まず、家事紛争を利用する当事者の属性が様々であることや、子の福祉に配慮する必要があることなどから、養育費に関する紛争が専門性の高い紛争類型であることなどが指摘され、そのような紛争の性質から手続実施者の専門性の確保が重要であるとの

意見があった。しかしながら、このような意見に対しては、和解の成立までの過程において専門性が要求されるということはそのとおりであるが、成立した和解に執行力を付与することの「弊害」とはいいい難いのではないかとの指摘があった。また、その点を措くとしても、ADR法においては、認証要件として専門性の確保に関する基準が定められており、紛争の分野等に鑑みて、その解決を図るのに必要な能力及び経験を有する者を手続実施者として選任することができるような具体的な仕組みが備わっていることが審査されており、家事紛争についても同様の運用がされているところである。したがって、今後の認証制度の運用において、より家事紛争に関する専門性の確保の視点が重視されることが望ましいとはいいい得るものの、今般の制度において、執行力を付与し得る範囲を認証紛争解決手続において成立した和解に限定する以上、前記指摘に係る「弊害」があるとはいいい難いと考えられる。

(3) また、扶養義務等に係る金銭債権に関する合意は、離婚（別居）後の子をめぐる紛争を解決する和解において、面会交流に関する合意等と併せてされる場合が多いことを踏まえると、扶養義務等に係る金銭債権に関する合意のみに執行力を付与することは相当でないとの指摘があった。もっとも、この指摘に対しては、現行法制下における執行証書と同様の取扱いであり、今般の制度により生じる問題とはいえないのではないかとの指摘がされた。そして、このように関連する合意が併せてされたときに、その一部にのみ執行力が付与されることについては、認証紛争解決事業者において、当事者に対して適切な説明を行うことにより対応することが可能であり、制度を創設することを控えるべき「弊害」とはいいい難いと考えられる。もっとも、この点については、今般の制度を導入することを踏まえ、認証紛争解決手続の適切な運用を図るとの観点から検討されなければならない課題であるといえる。

(4) 部会におけるヒアリングやそれを踏まえた議論において指摘された「弊害」は今般の制度の導入による弊害ではないと整理し得るとしても、前記(2)及び(3)のとおり、その運用面において適切な配慮がされる必要があるものと考えられる。我が国における認証制度の下では、現状においても、紛争の分野に応じてその解決にふさわしい専門的知見を活用することや公平な手続が実施されることが、その運用において一定程度図られていると評価し得るものの、現行の認証制度は、和解に対する執行力の付与を前提とするものではない。今般、認証紛争解決手続において成立した和解に、一定の要件の下、執行力を付与すると新たな制度を創設するのであれば、今般の制度について広く国民に対する周知を徹底していくことは当然のことながら、認証紛争解決事業者に対し、債務名義とするに適した和解条項を作成すること等の研修の実施、成立した和解に執行力が付与され得ることを踏まえた説明モデルの開発等により、適切な運用が図られることを担保していく必要がある。そのためには、今後、ガイドラインの見直しの可否を含め、認証制度の運用面について検討を行い、

当部会において指摘された「弊害」に対応していくことが必要であるものと考えられる。

5 (5) また、本文2③の「民事執行法第151条の2第1項各号」には養育費以外の義務が含まれているところ（他に、いわゆる婚姻費用の分担（同項第2号）や、親族間の扶養（同項第4号）等も含まれる。）、養育費の支払に関する合意については
10 執行力を付与するニーズがあるとしても、執行力を付与し得る対象を養育費に限定せず、扶養義務等に係る金銭債権とすることが適切であるかとの指摘もあった。この点については、我が国の法制上、「養育費」を積極的に定義付けることは困難であり、また、とりわけ養育費に関する執行力の付与のニーズが高いことはそのとおり
15 であり、また、とりわけ養育費に関する執行力の付与のニーズが高いことはそのとおりであり、また、とりわけ養育費に関する執行力の付与のニーズが高いことはそのとおりであり、また、とりわけ養育費に関する執行力の付与のニーズが高いことはそのとおりであるとしても、扶養義務に係る金銭債権は、その性質上、適時に給付されることが債権者の生計維持に不可欠であり、その履行の確保が重要であるとの観点から、民事執行法上特に区別することなく様々な特例が設けられていることに鑑みると、今般の制度において敢えてその一部のみを切り出すことは相当でないものと考えられる。なお、民事執行法上の特例が設けられることとなった際の議論においても、
20 やはり養育費に関する履行の確保の必要性ということが取り上げられており、その上で、扶養義務等に係る金銭債権との範囲で特例を設けてきたものである。このようなことから、今般の制度においてのみ、別の限定をする必要はないものと考えられる。

20 (6) 以上を踏まえ、本文2③では、家事紛争に係る特定和解を適用除外としつつ、扶養義務等に係る金銭債権に係る特定和解については適用対象とすることとしているが、この点についてどのように考えるか。

25 なお、新法においては、家事紛争は一律に適用除外としている（第1の本文3(3)）ことから本文2④により適用除外とはならず、認証紛争解決手続において、「国際性」を有する扶養義務等に係る金銭債権に係る特定和解が成立した場合には、ADR法上の執行決定の対象となることを想定している。

3 特定和解の執行決定

特定和解の執行決定について、次の規律を設けることとしては、どうか。

30 (1) 特定和解に基づいて民事執行をしようとする当事者（(4)において「申立人」という。）は、債務者を被申立人として、裁判所に対し、執行決定（特定和解に基づく民事執行を許す旨の決定をいう。以下同じ。）を求める申立てをしなければならない。

(2) (1)の申立てをするときは、次に掲げる書面を提出しなければならない。

35 ① 特定和解の内容が記載された書面であって、当事者の署名があるもの等当事者の同一性及び意思を確認することができるもの

② 認証紛争解決事業者が作成した認証紛争解決手続が実施されたことを証明する書面その他の特定和解が認証紛争解決手続において成立したものであることを証明する書面

5 (3) (2)の書面については、これに記載すべき事項を記録した電磁的記録に係る記録媒体の提出をもって、当該書面の提出に代えることができるものとする。

(4) (1)の申立てを受けた裁判所は、他の裁判所又は仲裁廷に対して当該特定和解に関する他の申立てがあった場合において、必要があると認めるときは、(1)の申立てに係る手続を中止することができるものとする。この場合において、裁判所は、申立人の申立てにより、被申立人に対し、担保を立てるべき

10 ことを命ずることができるものとする。

(5) (1)の申立てに係る事件は、次に掲げる裁判所の管轄に専属するものとする。

① 当事者が合意により定めた地方裁判所

② 当該事件の被申立人の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所

③ 請求の目的又は差し押さえることができる被申立人の財産の所在地を管

15 轄する地方裁判所

(6) (5)により二以上の裁判所が管轄権を有するときは、先に申立てがあった裁判所が管轄するものとする。

(7) 裁判所は、(1)の申立てに係る事件の全部又は一部がその管轄に属しないと認めるときは、申立てにより又は職権で、これを管轄裁判所に移送しなければならないものとする。

20

(8) 裁判所は、(6)により管轄する事件について、相当と認めるときは、申立てにより又は職権で、当該事件の全部又は一部を(6)の規定により管轄権を有しないこととされた裁判所に移送することができるものとする。

(9) (7)及び(8)による決定に対しては、即時抗告をすることができるものとする。

25 (10) 裁判所は、後記4により(1)の申立てを却下する場合を除き、執行決定をしなければならないものとする。

(11) 裁判所は、口頭弁論又は当事者双方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、(1)の申立てについての決定をすることができないものとする。

30 (12) (1)の申立てについての決定に対しては、即時抗告をすることができるものとする。

(説明)

本文3は、「特定和解」について執行決定の対象とすることを前提に、その手続に関する規律を提案するものであり、基本的に、「国際和解合意」の執行決定に関する規律

35 (第1の本文4)と同様の規律としている。国際和解合意の執行決定に関する規律と異

なる主な点は、以下のとおりである。

まず、特定和解については、民事執行の合意がされているものを「特定和解」と定義していることから、和解の内容のみならず、民事執行の合意がされたことについても記載された書面等を提出する必要があるが、国際和解合意については、申立人が民事執行の合意がされたことを何らかの方法で証明すれば足りることとしている。これは、民事執行の合意は、調停において成立した和解合意に執行力を付与することの正当化根拠との関係で重要な要素であることに鑑み、その内容が何らかの形で記録されていることが望ましいと考えられるものの、シンガポール条約の規定においては、オプトインの合意（シンガポール条約が適用されることの合意）につき何らの様式も要求していないことから、国際和解合意の執行決定において、民事執行の合意が記載された書面等を要求することは、条約に抵触するおそれがあるものと考えられることから、新法とADR法とで異なる規律を設けることとしたものである。

また、ADR法においては、翻訳文の提出の省略に関する規律や東京地方裁判所又は大阪地方裁判所に競合管轄を認めるとの規律を設けないこととしている。

4 特定和解の執行拒否事由

特定和解の執行拒否事由について、次の規律を設けることとしては、どうか。

裁判所は、前記3(1)の申立てがあった場合において、次に掲げる事由のいずれかがあると認める場合（①から⑤までに掲げる事由にあっては、被申立人が当該事由の存在を証明した場合に限る。）に限り、当該申立てを却下することができる。

- ① 特定和解が、無効、取消しその他の事由により効力を有しないこと。
- ② 特定和解に基づく債務の内容を特定することができないこと。
- ③ 特定和解に基づく債務の全部が履行されたこと。
- ④ 認証紛争解決事業者又は手続実施者がこの法律若しくはこの法律に基づく法務省令の規定又は認証紛争解決手続を実施する契約において定められた手続の準則（公の秩序に関しないものに限る。）に違反した場合であって、その違反する事実が重大であり、かつ、当該特定和解の成立に影響を及ぼすものであること。
- ⑤ 手続実施者が、当事者に対し、自己の公正性又は独立性に疑いを生じさせるおそれのある事実を開示しなかった場合であって、当該事実が重大であり、かつ、当該特定和解の成立に影響を及ぼすものであること。
- ⑥ 特定和解の内容が、和解の対象とすることができない紛争に関するものであること。
- ⑦ 特定和解に基づく民事執行が、公の秩序又は善良の風俗に反すること。

(説明)

本文4は、新法における規律や我が国の法制等を踏まえて、中間試案の規律を整理した上で、特定和解の執行拒否事由を提案するものである。

5 特定和解の執行拒否事由と国際和解合意の執行拒否事由との主な違いは、新法では、国際和解合意が、「当事者が合意により国際和解合意に適用すべきものとして有効に指定した法令（当該指定がないときは、裁判所が国際和解合意について適用すべきものと判断する法令）によれば、」効力を有しないことを拒否事由とする旨を規定することとしている（第1の本文5②）のに対し、ADR法上は、このような準拠法に関する言及
10 をする必要はないものと考えられることから、当該文言を設けないこととしている。

また、新法においては、国際和解合意が、当事者の行為能力の制限により効力を有しない場合については、準拠法に言及しないことを前提に、前記拒否事由（第1の本文5②）とは別の拒否事由として規律することとしている（第1の本文5①）。しかしながら、前記のとおり、ADR法上は、特定和解が効力を有しない場合について準拠法に関する言及をしないこととしたため、当事者が行為能力の制限により効力を有しないこと
15 を独立の拒否事由とする必要は乏しいものと考えられることから、この場合についても、本文4①の拒否事由によって対応することを想定している。

20

25

30